

福山高校いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月作成
平成 27 年 5 月改正

1 目標

本校は、「いじめ防止対策推進法」の理念に基づき、いじめの未然防止・早期発見等に学校として組織的かつ積極的に取り組み、また家庭はもとより外部の専門機関等と連携して、より実効的な対応を図る。基本的目標は以下のとおりである。

- (1) いじめを無くし、居心地のよい学校を目指す。
- (2) いじめをしない・させない雰囲気を作る。
- (3) 被害生徒の立場に立って、早期解決に取り組む。

2 組織：いじめ防止対策委員会

- (1) 【根拠】：いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織
 - (2) 【組織】：定例会及び申し出による臨時委員会の開催
 - (3) 【構成】：管理職，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，（学校関係者評価委員）
- ※ 臨時委員会の場合は上記メンバーに該当生徒の担任・部活動顧問・特別支援教育支援員等を加える。

3 基本的取組

- (1) 未然防止
 - ① いじめに関する合同 LHR
 - ② 生徒会によるいじめ防止活動
 - ③ 全校朝礼等による講話
 - ④ 諸活動を通じた人間関係づくり
- (2) 早期発見
 - ① 年 2～3 回の生徒意識調査（無記名）
 - ② 定期教育相談の実施
 - ③ 校内カウンセリング
 - ④ 個別面談の実施
- (3) 早期対応
 - ① 被害生徒及び加害生徒への事実確認（生徒指導部・担任等）
 - ② 被害生徒への適切なケア（担任・教育相談係・スクールカウンセラー等）
 - ③ 加害生徒への指導及び再発防止への取り組み（生徒指導部・担任等）
 - ④ 周囲の生徒への再発防止に向けての指導（生徒指導部・担任等）

(4) 年間指導計画

【教】・・・教育相談

月	実態調査	教育相談	全体指導	生徒会	委員会・職員研修	評価・検証
4		家庭訪問	全校朝礼			
5		いじめを考える週間			第 1 回定例委員会	基本方針，年間計画確認
6	第 1 回生徒意識調査 【教】事前アンケート	第 1 回 教育相談	ネット 講演会	いじめ 防止標語		アンケート 分析
7	実態把握 (アンケート)		第 1 回 統一LHR			アンケート 分析 1 学期総括
8			出校日			
9	第 2 回生徒意識調査 【教】事前アンケート	いじめを考える週間 第 2 回 教育相談				
10			ネット 講演会		校内研修 (情報モラル)	
11						アンケート 分析
12			第 2 回 統一LHR			2 学期総括
1	第 3 回生徒意識調査 【教】事前アンケート	第 3 回 教育相談				
2					第 2 回定例委員会	
3						年間総括等

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条）

- ① いじめにより生徒の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ③ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席している場合も内容等を的確に判断して、決定する。）

■ なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

(2) 県教委及び家庭との連携

- ① 上記（1）を認知した場合は、直ちに県教育委員会に報告・相談をする。
- ② 学校が主体となって調査を行う場合においては、県教委と相談・協議して、必要な指導や人的措置等の支援を受ける。
- ③ 上記（1）の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

5 対応フロー図・・・いじめ＝いじめ防止対策委員会：重大事態＝いじめ対策委員会

